

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）について

1 経過

3月16日に関係閣僚会議が開催され、新型コロナウイルスの影響で困窮する方への緊急支援策として、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付金を支給する本事業の実施が決定されました。

今後、国の予備費活用に係る閣議決定がされたうえで、国から事業実施に当たっての正式通知等が発出される予定ですが、迅速な支給が求められることから、現時点で判明している事業の概要及び本市の対応等について御報告します。

2 制度概要（※別紙参照）

(1) 給付対象者

A 低所得のひとり親世帯（対象児童：約2万人）

児童扶養手当受給者等

※ 対象者の考え方は、今年度を実施した「ひとり親世帯への臨時特別給付金」と同じですが、支給対象となる基準日については、国から別途示される予定

B その他低所得の子育て世帯（対象児童：約1万8千人）

「A」以外の市民税非課税の子育て世帯

※ 対象データがないため、国民生活基礎調査（2019年）の非課税世帯の出現率等をもとに推計

(2) 給付金額

児童1人当たり5万円（前回は児童1人目5万円＋2人目以降は3万円）

※ 対象となる児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害のある児童の場合は20歳未満）

3 本市で実施する場合の必要額（概算）

約20億円（国補助10／10）

（内訳）	A 低所得のひとり親世帯	10億円
	B その他低所得の子育て世帯	9億円
	C 事務費等	1億円

4 スケジュール等

A 低所得のひとり親世帯

ア 国の方針

原則、申請不要であることから、遅くとも4月分の児童扶養手当支給時（5月10日）までの支給を目指すこととされています。

イ 本市の状況

今年度を実施した給付金事業の枠組が活用できるため、国からの早急な基準日の提示や必要な予算の確保等の条件が満たされれば、対応できる見込みです。

B その他低所得の子育て世帯

ア 国の方針

申請に基づき支給（今後、国において、制度設計）

イ 本市の状況

申請手続が必要であり、予算の確保と併せて、丁寧な周知を行えるよう、対象者を個別に把握する仕組みの構築等、必要な事務構築を速やかに行っていく必要があります。

5 本市における対応

- ・ 国に対して、早期に制度の詳細を固めるよう求めるとともに、速やかに事務構築を図ってまいります。
- ・ 迅速な支給が求められることから、閣議決定等の状況に留意しながら、「低所得のひとり親世帯」及び「その他低所得の子育て世帯」に係る予算について、早急に確保できるよう努めてまいります。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する。

(1) 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
 - ② ①以外の住民税非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
- ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ

（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

(3) 実施主体

ひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村
その他子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(2) 給付額

児童一人当たり一律**5万円**

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

(5) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：迅速な支給を実現する観点から、まずは、**児童扶養手当受給者**について、支給情報をもとに（**申請不要**）、可能な限り早期に支給
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、**申請に基づき**支給
- ② その他低所得の子育て世帯：今後、具体的な制度設計を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り早期に、**申請に基づき**支給